

令和6年度苅田町障がい者施設等整備事業者選考委員会議事録(概要版)

日時:令和6年10月15日13時30分

発言者	発言内容
事務局	時間になりましたので、苅田町障がい者施設等整備事業者選考委員会を始めます。
事務局	本委員会設置要綱に基づきまして、委員長は副町長が務めますので、よろしくお願い致します。 委員長、一言ご挨拶をお願い致します。
委員長	皆様お疲れ様です。今日はお忙しい中、お越しいただきありがとうございます。障がい者福祉計画と障がい児福祉計画に基づき、障がい者施設の、整備事業者を決定することとなっています。厳正な審査を行ったうえで、苅田町にとって良い事業者が選定されることを願っています。 後程、事務局の方から今日の評価基準や採点について説明がありますが、その内容を踏まえ、公正な審査をお願い致します。審査内容で疑問点がある場合は、なるべく質問をして頂けたらと思います。今日1日よろしくお願い致します。
事務局	ありがとうございます。それでは事前に、いくつか説明させていただきます。本日使用します資料は、机の上に置いている「令和6年度苅田町障がい者施設等整備事業者選考委員会」と題名のあるレジメと、事業所のプレゼン資料と一緒に配布をさせていただきました、資料の方を机の上に出されてください。 今回、町の障がい者福祉計画に基づき、現状または今後不足する障がい福祉サービスとして、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、放課後等デイサービスについて募集をいたしました。結果、就労継続支援B型、共同生活援助、放課後等デイサービスについて、複数の事業所からの応募がありました。就労継続支援A型については応募がありませんでした。 福祉サービス事業者は、福岡県に対してサービス事業者として指定を受けるべく資料を提出することになります。その際、苅田町の意見書が必要となります。本委員会では、障がい者の福祉と人権が守られ、運営の継続性と適正なサービスの提供とが期待できる事業所であるかを審査していただきます。それではレジメに沿って、説明いたします。 (①苅田町障がい者施設等整備事業者選考委員会設置要綱について) (②苅田町障がい福祉サービス等事業所公募における事業者選定に係る情報報公開について) 選考委員会は非公開で開催しております。ただし、公正性・透明性・客観性が求められることから、選考委員及び申し込み団体に不利益が及ばない範囲において、一部を公開とさせていただきます。 具体的には10月11日に町のホームページにて選考委員会の開催日時等を掲載しております。今後の予定としましては、選考結果につきまして、後日町のホームページにて審査結果の順位と評価合計点数を1位のみ事業者名を記載して掲載いたします。また、選考委員会議事概要について、全ての選考委員の了承いただいたうえで公開いたします。ただし、応

	募団体の正当な利益及び競争上の地位を害する恐れがあるものは公開いたしません。 (③評価基準傾斜配分について) 本日の資料の2-1をご覧ください。今回、事業所整備の評価基準審査の着眼点として、1番、応募の理由・理念・運営基本方針から12項目を定めております。この12項目について評価点数を「1.不十分」「2.劣っている」「3.普通」「4.優れている」の4段階評価での評価をしていただくようになります。 この12項目の中で、町が福祉サービス事業所に求めるものに関連する評価基準を基に、1倍から3倍の傾斜配分をかけたものを得点とします。 資料2-2をお願いします。評価項目毎の傾斜配分の倍率を記載しております。こちらは、事務局案となります。一部、3倍のものについて理由を読み上げます。 評価基準番号1の応募の理由・理念・運営基本方針については、事業所の基本方針が事業所運営の基盤となるため、6の苦情解決の仕組みは、利用者と従事者、職員双方の人権尊重と関係構築に必要なため、9の独自性、先見性に富んだ創意工夫などの特徴は、利用者が事業内容で事業所選択を可能にするということものです。続いて評価基準番号2から11については、標準的な倍率を2で設定し、評価基準番号3と12については、1倍としております。まずこの表の通りでよろしいか皆様にお伺いしたいと思います。
委員長	事務局からの説明が終わりましたが、評価基準について委員の皆様から、質問とこれでいいかということで確認を求められておりますが、いかがでしょうか。
委員一同	異議なし。
委員長	評価基準についてはこれで決定します。
事務局	(④採点について) この採点については、応募事業所により提出された書類及び本日のプレゼンテーション内容を加味し、評価点数をご記入いただきます。評価点数は「3」が普通という判断です。普通以外の評価を考える場合は、積極的に事業所の方に質問を行ってください。また、選考にあたっては、一定基準を満たすことが必要と考えております。この一定基準につきましては、すべて3点を入れた場合を基準にして、全体の75%以上の得点により合格とすることをご提案いたします。これについては皆様よろしいでしょうか。
委員長	この件については、いかがでしょうか。
委員一同	異議なし。
事務局	次に今回は、同種の事業所・事業内容で複数の応募があります。その結果競争になります。点数が高いところに決定しますが、同点となった場合は、委員の多数決で決定されますのでご了承ください。 (⑤選考結果について) 今回公募するサービス及び事業者数は、就労継続支援A型、B型、放課後等デイサービスは1社程度、共同生活援助は1社としておりました。この1社程度としている3つのサービスは単独での県の指定と、3つのサービス間での多機能型での設置が可能なサービスのため、1社程度と募集を出しておりました。今回は、応募事業者の内容が、多機能型ではなかった

	ため、評価点数の合計点数の順位での1社のみの選考と考えています。ただし、必ず1社選考しなければならないわけではありません。あくまで開設事業者として、適切かどうかを評価していただくものです。 そのため、評価表は1社ごと配布と記入・回収を行います。例えば、今日最初に共同生活援助2社がプレゼンを行います。最初の事業所のプレゼンが終わった後、皆様に評価表を記入していただきその場で回収いたします。2社終わってまとめて評価という形はとりません。この点についてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
事務局	選定後の手続きとしましては、選定された事業者と町は協議を行います。ただし、選定された事業者との協議が整わなかった場合は、次点の事業者と協議を行っていきます。 (⑥予定地とハザードマップとの関係について) 開設予定地と、災害のハザードマップとの関係について、事務局で事前に照らし合わせたところ、予定地で高潮浸水区域や内水の危険区域に入っているところもありましたが、危険区域に該当しても開設にあたり支障がないことを福岡県に確認しております。 (⑦各サービス事業所の人員配置・定員等について) 事前送付資料の説明 ◎共同生活援助 ・サービスの概要について ・3類型(介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型)について ・夜間支援体制について ◎放課後等デイサービス ・サービスの概要について ・人員に関する基準について ・設備に関する基準について
委員長	今、事務局から説明がありましたが、確認しておきたいこと等はありませんでしょうか。 (質問)グループホームの定員の考え方について
事務局	共同生活援助は、1ユニットの定員が2人以上10人以下になっております。
委員長	1ユニットの定員は規制があり、ユニット数に関しての制約はないということですか。
事務局	その通りです。ユニットが5つぐらいあるようなグループホームもありました。
委員	(質問)申請事業所のユニット数の考え方について
事務局	こちらがユニットという表記を求めているので、プレゼンテーションの際に質問していただいた方がいいと思います。
委員長	なるほど。ありがとうございます。
委員	(質問)ユニット数の上限について
事務局	今回の公募は、何社という形にしていますので、定員の規制は設けていません。ただ、選定後の増員は不可です。
委員	(質問)設置予定場所利用制限について

委員長	設置予定場所の利用制限については、事業者への確認と質問が必要です。
事務局	お手元に1社目の評価表を、置いております。事業所名と委員名のご記入をお願いします。
	共同生活援助(1社目)によるプレゼンテーション
各委員	(主な質疑応答) ・受入れ対象の障がい種別等について ・建物の耐震について ・夜間の体制について ・食事の提供について ・建物の構造について ・共有スペースについて ・経営のバックアップ体制について ・訪問看護について ・部屋について ・苅田町で運営することの利点について
各委員	共同生活援助(1社目)の審査
	共同生活援助(2社目)によるプレゼンテーション
各委員	(主な質疑応答) ・受入れ対象の障がい種別等について ・夜間の体制について ・既存施設の入居者について ・立地について ・入居者の自立について ・衛生管理について ・地域貢献について ・土地の取得について
各委員	共同生活援助(2社目)の審査
	放課後等デイサービス(1社目)によるプレゼンテーション
各委員	(主な質疑応答) ・スタッフについて ・資産状況について ・開所時間について ・食事の提供について ・事業所の建物について ・利用児童の障がい種別について
各委員	放課後等デイサービス(1社目)の審査

	放課後等デイサービス(2社目)によるプレゼンテーション
各委員	(主な質疑応答) ・事業予定地について ・今後の事業計画について ・駐車場について ・障がい児の受入れについて ・職員の経験年数について ・利用者数の見込みについて ・職員の確保について ・受入れ対象の障がい種別について ・専門職員の確保について ・地域住民との交流について
各委員	放課後等デイサービス(2社目)の審査
事務局	以上をもちまして本日の委員会を終わります。本日はありがとうございました。